

令和7年4月1日より

入院時の食事に関する標準負担額が改訂されます

【入院時1食あたりの負担額】

一般 (70歳未満)	70歳以上の 高齢者	標準負担額(1食あたり)	
		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
一般 (下記以外)	一般 (下記以外)	490円	510円
		指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等・精神病床に1年以上超入院する患者	
		280円	300円
低所得者 (住民税非課税)	低所得者Ⅱ (※1)	過去1年間の入院期間が90日以内	
		230円	240円
		過去2年間の入院期間が90日越	
		180円	190円
該当なし	低所得者Ⅰ (※2)	110円	110円

※1 低所得者Ⅱ：①世帯全員が住民非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※2 低所得者Ⅰ：①世帯全員が住民非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに

0円となる者、あるいは②老齢福祉年金受給権者

※1、※2に該当する方は医療保険の保険者が発行する「減額認定証」が必要です。